

市役所は新体制でスタートします



本庁舎 (大手町二丁目12-1)	
12F	市民ロビー
11F	情報政策課/会議室
10F	教育委員会総務課/教育施設課/スポーツ課 学校教育課/青少年課
9F	都市計画課/まちづくり課 区画整理第一課/区画整理第二課
8F	道路建設課/道路管理課/建築住宅課/公園緑地課
7F	農林課/農村整備課/農業委員会事務局 建築指導課
6F	市政発信課/文化国際課/管財課/土地開発公社 監査委員事務局/選挙管理委員会事務局
5F	職員課/行政管理課/合併推進室/政策推進課/財政課
4F	秘書課/庁議室/市政記者クラブ
3F	会議室/入札室
2F	建設監理課/契約課/市民税課/資産税課/収納課 いきいき生活課/安全安心課/市民相談室/国民健康保険課 環境課/リサイクル推進課/廃棄物対策課 清掃施設建設準備室/情報公開コーナー/水道局窓口 こども課および保育課受付窓口
1F	市民課/社会福祉課/介護高齢課/会計室 総合案内/金融機関/キャッシュコーナー/授乳室
B1F	食堂/売店

※国民年金に係る事務は、所管・窓口が1階の市民課に変わります。
 ※市民相談室は、1階南側から2階南側へ移ります。
 ※児童手当・児童扶養手当の申請は、保健所・保健センター内のこども課で、保育所の入所関係は保育課で取り扱いますが、本庁の2階の窓口でも受け付けをします。
 ※就園奨励費補助事業、私立幼稚園補助事業などは、教育委員会総務課から保育課へ変わります。
 ※墓地などの経営許可に関する業務は、環境課から衛生検査課へ変わります。
 ※スズメバチの駆除は、西部清掃事務所から衛生検査課へ変わります。



総合福祉会館 (日吉町二丁目17-10)	
3F	社会福祉協議会 ボランティアセンター/会議室
2F	多目的ホールなど
1F	指導監査室/幼児室 障害者生活支援センター わくわくランド・たんぼほ

※障害福祉課は、3月30日(月)から保健所・保健センターの1階に移転します。



水道庁舎 (岩神町三丁目13-15)	
5F	ホール
4F	水道整備課
3F	総務課
2F	下水道建設課/ 下水道管理課
1F	お客様センター

中核市移行に伴う課の新設、再編、統合により、4月から新しい体制でスタートします。これにより、本庁舎などでの配置が下記のように変更になります。(赤字は新設、青字は名称変更、下線は移転)

問い合わせは
行政管理課 ☎898-6537

保健所・保健センター (朝日町三丁目36-17)			
3F	検査室	第二コミュニ ティセンター	健康増進課(健康づくり 係、予防指導係)
2F	保健総務課/ 衛生検査課		こども課/保育課
1F	障害福祉課	会議室	予防接種・各種健診室
	健康増進課 (相談支援係)		

前橋プラザ元気21 (本町二丁目12-1)		旧ウォーク館	
7F	専門学校		
6F			
5F	中央公民館		
4F			
3F	生涯学習課/中央公民館 市民活動支援センター	駐車場	9F ~ 3F
2F	こども図書館/子育てひろば		
1F	にぎわい商業課/工業課 証明サービスコーナー/商業施設	商業施設	2F
B1F	商業施設	観光課/観光コンベン ション協会/商業施設	1F
		商業施設	B1F

※前橋プラザ元気21のにぎわい観光課内に設置している「証明サービスコーナー」は、プラザ南側に移転し、現行の市民課関係の証明交付に加え、税証明(一部のみ)の交付も行います。



大胡支所 (堀越町1115)	
総務課/市民サービス課 税務課/東部建設事務所	



粕川支所 (粕川町西田面216-1)	
総務課/市民サービス課 税務課	



宮城支所 (鼻毛石町1426-3)	
総務課/市民サービス課/税務課	



5月5日(火)から富士見支所 (富士見町田島240)	
総務課/市民サービス課/税務課 福祉課/産業課/赤城山振興課 道路建設課工務第三係	



前橋市保健所がオープン

○市保健所で実施する相談業務など			
事業	内容	実施日	受付窓口
精神保健福祉相談(こころの健康相談)	「こころの悩み」がある本人、家族などの相談を随時受け付けています。 *精神科医師、保健師、精神保健福祉士が相談に応じます。	電話相談: 随時受付 面接相談: 医師相談: 要予約	健康増進課 相談支援係
難病療養相談	難病患者や家族の療養生活に関する相談支援を行います。 *保健師などが相談に応じます。	随時受付	衛生検査課 生活衛生係
犬・猫の飼い方等に関する相談	・ペット(犬・猫)の飼育に関する相談や苦情 ・飼い主の分からない負傷動物(犬・猫)に関する相談	随時受付	衛生検査課 生活衛生係
犬・猫の引き取り	やむを得ず飼うことができなくなった犬・猫の引き取り【生後60日以上は1頭または1匹につき1,000円、生後60日未満は300円】	毎週火曜 午前9時~10時	衛生検査課 生活衛生係
食品の相談	食品の表示や、添加物の安全性などに関する相談	随時受付	衛生検査課 食品衛生係
エイズ・肝炎相談	エイズや性感染症、肝炎に関する相談・検査を行います。	要予約	衛生検査課 感染症対策係

○市で新たに行う医療給付など			
内容	対象者	受付窓口	
感染症患者の医療給付	第1類および第2類感染症にかかり、入院治療を受ける場合の医療費を公費で負担する制度です。	第1類および第2類感染症にかかり、入院の動向・措置により入院した人	衛生検査課 感染症対策係
結核患者の医療給付(結核医療費公費負担制度)	結核の治療を受ける場合の医療費を公費で負担する制度です。(一部自己負担あり)	結核にかかり治療の必要な人	
小児慢性特定疾患医療給付	悪性新生物など11疾患群の治療を受ける場合の医療費を公費で負担する制度です。(重症患者と低所得者を除いては一部自己負担あり)	18歳未満の児童(既受給者は20歳到達まで)で対象疾患にかかっている人	こども課 こども相談支援係
結核児童の療育医療給付(療育医療)	児童が結核で入院治療を受ける場合の医療費・日用品・学用品を公費で負担する制度です。(一部自己負担あり)	18歳未満の児童で結核にかかっている、医師が長期間の入院治療の必要があると判断した人	こども課 こども健康第一係
未熟児養育医療給付	入院加療を必要とする未熟児に対して、医療費を公費で負担する制度です。	満1歳未満の未熟児	
特定不妊治療費助成	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る治療費の一部を公費で負担する制度です。	特定不妊治療を行っている夫婦	
育成医療の給付(自立支援医療給付)	身体に障害がある児童に対し、障害を除去または軽減するための医療費の自己負担分について公費で負担する制度です。(原則、1割自己負担)	身体上の障害を有するか現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる児童(18歳未満)	障害福祉課 障害福祉第一係

※本市では子ども医療費助成制度によって原則中学校卒業まで医療費の負担はありませんが該当する人は手続きをお願いします。

保健衛生行政(保健所)

中核市移行に伴い、前橋市保健所を開設します。今まで県前橋保健福祉事務所で行っていた保健業務は、4月1日(水)以降は市保健所で担当することになります。

保健総務課(新設)

総務企画係 ☎220-5781

主な事務

●保健所の運営管理、医療従事者などの免許、人口動態統計と保健衛生統計、検便の受け付け

医事課係 ☎220-5782

主な事務

●病院・診療所・助産所・施術所の許可や届け出、薬局の開設許可、毒物劇物販売業の登録

健康増進課(名称変更)

健康づくり係 ☎220-5783

主な事務

●健康増進事業(がん検診など)

予防指導係 ☎220-5784

主な事務

●成人保健事業、生活習慣病の予防と指導

相談支援係 ☎220-5785

主な事務

●精神保健相談、難病療養相談、特定疾患

患医療給付の申請 衛生検査課(新設)

生活衛生係 ☎220-5777

主な事務

●興行場、旅館業、公衆浴場の営業許可、理・美容所、クリーニング所の開設届、犬の登録・予防接種、動物愛護、スズメバチの駆除

食品衛生係 ☎220-5778

主な事務

●飲食店や食品製造業の営業許可、食品の監視指導

感染症対策係 ☎220-5779

主な事務

●3月31日(火)までの問い合わせは保健所準備室 ☎223-8846

●結核・感染症の予防、エイズ・肝炎の相談・検査、予防接種

試験検査係 ☎220-5780

主な事務

●感染症・食品の検査

お知らせ

●3月31日(火)まで県の許可などを受けている場合は市の許可などを得たものとみなされますので、改めて許可を受ける必要はありません。ただし、4月1日(水)以降に更新、変更などが必要な場合は、市保健所で手続きをしてください。

※3月31日(火)までの問い合わせは保健所準備室 ☎223-8846